

三重県公報

第9195号

昭和39年2月11日

火曜 日

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関指定 (厚生課) 1
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局指定 (保険課) 2
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師登録 (同) 3
- 旅行あつ旋業法による登録 (観光課) 3
- 昭和39年度三重県農業経営研修所本科生及び研究科生の入所試験施行 (農業改良課) 4
- 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域及び鳥獣保護区の設定についての公聴会開催 (林務課) 5
- 昭和38年度防火管理に関する講習会実施中一部改正 (消防防災課) 6
- 公有水面埋立区域並びに工事設計変更追認 (河川課) 6
- 公有水面埋立免許 (港湾課) 7

公安委告示

- 自動車運転者に対する行政処分聴聞 (警察本部交通第三課) 7

公 告

- 土地改良区の設立審査及び公告並びに縦覧 (耕地課) 8
- 土地改良区役員の就任、退任 (同) 8

告 示

●三重県告示第71号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当する機関に指定した。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

区分	医療機関の名称又は氏名	医療機関の開設者の氏名又は名称	医療機関の所在地又は住所	診療科名又は業務の種類	指定年月日
一般	塩川病院	塩川弥一郎	鈴鹿市平田町1530	内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科、放射線科	昭和38.9.1
"	桑名市診療所	水谷 昇	桑名市中央町3丁目	内科、外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、眼科	昭和38.10.14

●三重県告示第72号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3の規定により、次を保険医療機関及び保険薬局として指定した。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

病院の名称 診療所	所在地	指定年月日	点数表選択の別
松山内科医院	桑名市宝殿町469の6	昭和39.1.23	乙
高橋医院	四日市市坂部町172	39.1.1	"
阿児医院	" 茂福2146	"	"
福井産婦人科医院	" 浜田1410の2	39.1.27	甲
菰野厚生病院神前診療所	" 高角町428の1	"	"
水口医院	鈴鹿市江島町2577	39.1.1	乙
野村産婦人科医院	津市栄町4丁目1	39.1.27	"
大西内科診療所	松阪市小片野280	"	"
向井医院	度会郡南島町樋柄485	"	"
山口医院	" 南島町阿曾浦307	"	"
野呂医院	" 小俣町2934	39.1.1	乙
度会村第一診療所	" 度会村脇出160の1	"	"
近田外科医院相賀分院	北牟婁郡海山町相賀3100	39.1.27	"
赤羽診療所	" 長島町島原3000	"	"
医療法人岡波病院	上野市平野西平尾2785	39.1.5	甲
鳥枝歯科医院	桑名市東金井掛樋623	39.1.27	=
永田歯科医院	三重郡川越町天神町324	39.1.19	"
坂口薬局	員弁郡北勢町阿下喜1410	39.1.27	"
中沢薬局	三重郡川越町豊田255	"	"
高土薬局	安芸郡芸濃町柿本759	"	"

えびす堂薬局	松阪市港町瀬師平尾57の1	"	"
積木薬局	多気郡大台町新田216の1	"	"
前田薬局	志摩郡阿児町鶴方	39.1.1	"
ひころく薬局	" 阿児町立神1927	39.1.27	"
荘司薬局	北牟婁郡長島町引本浦424の64	39.1.1	"
名洲薬品合資会社	尾鷲市南浦73	39.1.27	"
中森薬局	" 古江町720の2	"	"
合名会社田中余以徳 齊薬局	名張市榊町1464の1	"	"
真田薬局	四日市市日永3101の1	39.1.27	=
笠間医院	鈴鹿市十宮町1061の6	38.12.1	乙
中道歯科医院	" 神戸本多町731の3	38.11.16	=
株式会社葛原薬局	上野市農人町489	38.12.21	=
分部薬局	津市分部町93	"	"
石川薬局	四日市市中部6—7	"	"
小林薬局	志摩郡大王町船越965	"	"
橋本歯科	津市丸之内南町2128の1	"	"
ニワ薬局	" 乙部234の1	"	"

●三重県告示第73号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5の規定により、次を保険医及び保険薬剤師として登録した。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

登録の記号及び番号	氏 名	登録年月日
三薬 489	矢野 喜和	昭和38.11.27
三薬 490	丹羽 博	" 38.11.27
三薬 491	小林 修	" 38.11.27
三医2214	播磨 昌幸	" 38.12.19

●三重県告示第74号

旅行あつ旋業法（昭和27年法律第239号）第5条及び旅行あつ旋業法施行令（昭和27年政令第416号）第3条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業の登録をした。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

- 1 登録番号
邦人第48号
- 2 旅行あつ旋業の種別
邦人旅行あつ旋業
- 3 営業所の名称及び位置
株式会社 ^{みえ} 三重ツーリスト 伊勢市本町183の4
- 4 商 号
株式会社 ^{みえ} 三重ツーリスト
- 5 申請者の氏名及び住所
代表者 森田 明 伊勢市本町183の4
- 6 役員の氏名及び住所
代表取締役 森田 明 伊勢市古市町130
取締役 中村 芳雄 " 中島町420
" 森田喜久子 " 古市町130
" 中森 董夫 " 岡本町490の4
" 小田 義重 一志郡久居町東鷹跡町40
監査役 八木 賀蔵 伊勢市河崎町344
" 中西 慶彦 伊勢市一志町136
- 7 登録年月日
昭和39年2月8日

●三重県告示第75号

昭和39年度三重県農業経営研修所本科生及び研究科生の入所試験を、三重県農業経営研修所研修生規則（昭和36年三重県規則第34号）第7条の規定に基づき、次のとおり施行する。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

- 1 募集人員
本科生 60 名
研究科生 若干名
- 2 入所資格
本科生 新制中学校卒業以上の学力を有する者で、品行方正、身体強健、志操堅固なもの
研究科生 本科修了者又は高等学校卒業以上の学力を有する者で、品行方正、身体強健、志操堅固なもの

- 3 修業年限
本科、研究科共 1 箇年
- 4 願書提出期限
昭和39年3月23日
- 5 入所選考期日及び場所
(1) 選考期日 昭和39年3月25日 午前9時30分から
(2) 選考場所 鈴鹿市石薬師町 三重県農業経営研修所
- 6 選考科目
学科（一般社会常識・作文・国語・数学・理科）
口頭試問、人物考査及び身体検査
- 7 入所手続
入所願書、履歴書（用紙は当所にあるから返信料を同封して請求のこと。）、戸籍抄本、最終学校の成績証明書、保健所の身体検査書、6箇月以内に撮影した本人の写真（無帽半身、名刺型）を提出すること。
- 8 合格者の発表
3月27日午前10時所内に掲示し、同時に合格者に通知する。
- 9 その他
入所試験の詳細については、三重県農業経営研修所に返信料（10円切手）を添えて照会のこと。

●三重県告示第76号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ4第5項、第8条ノ2第4項及び同法施行規則（昭和25年農林省令第108号）第46条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

- 1 オスイタチ捕獲禁止区域の設定について
(1) 日 時 昭和39年3月6日 午前10時から
(2) 場 所 三重県伊勢林業事務所
(3) 案 件 オスイタチ捕獲禁止区域の設定
イ 名 称
椋原新田オスイタチ捕獲禁止区域
ロ 捕獲禁止獣の種類
オスイタチ
ハ 捕獲禁止の区域
伊勢市椋原町椋原新田一円

ニ 捕獲を禁止する期間

昭和39年7月1日から昭和44年6月30日まで

2 鳥獣保護区の設定について

(1) 日 時 昭和39年3月13日 午前10時から

(2) 場 所 三重県久居林業事務所

(3) 案 件 林業技術普及センター鳥獣保護区の設定

イ 名 称

林業技術普及センター鳥獣区

ロ 区 域

三重県一志郡白山町大字二本木広瀬橋北端を基点とし、県道二本木御衣田線を北々東に進み県道二本木一志線との交点に至り、同所から同線を東方に進み大字二本木字亀ヶ広に至り、同所から赤岩橋に至り、雲出川を上流に進んで基点に至る線で囲まれた一円の区域

ハ 存続期間

昭和39年7月1日から昭和44年6月30日まで

●三重県告示第77号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1号に基づき実施する昭和38年度防火管理に関する講習会実施（昭和39年三重県告示第23号）の一部を次のとおり改正する。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

3 講習実施期日及び場所の表のうち

伊 勢	3月2日	伊勢市宇治中ノ切町 伊勢神宮参宿所	鳥羽市、度会郡、 志摩郡
	3月3日		

を

伊 勢	3月2日	伊勢市宇治中ノ切町 伊勢神宮参宿所	鳥羽市、度会郡
	3月3日		
志 摩	"	志摩郡志摩町和具 和具中学校	志摩郡
	"		

に改める。

●三重県告示第78号

公有水面埋立区域並びに工事設計変更について次のように昭和38年9月2日追認した。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

志摩郡大王町船越1,794の7 宮本 岩一

2 埋立の場所及び面積

志摩郡大王町船越字半女地先海面

元 157坪2合

新 108坪8勺

3 埋立の目的

真球養殖作業場

4 工事しゅん工年月日

昭和33年2月20日

5 埋立免許年月日

昭和32年1月24日

●三重県告示第79号

公有水面埋立について、次のように免許した。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

度会郡南勢町木谷242 村田保之丞

2 埋立の場所及び面積

度会郡南勢町神津佐1,370番地先水面

655坪3合9勺

3 埋立の目的

農地及び宅地造成

4 工事着手及びしゅん工期限

着 手 免許の日から1月

しゅん工 昭和39年10月31日

5 埋立免許の年月日

昭和38年11月1日

公安委告示

●三重県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項並びに三重県自動車運転者等聴聞規則（昭和29年三重県公安委員会規則第6号）第2条第1項に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行なう。

昭和39年2月11日

三重県公安委員会委員長 庄 司 桂 一

1 被聴聞者

大阪市東黒部字出間51 浅田 長一
 一志郡久居町西鷹跡町387の6 奥野 久志
 尾鷲市大字矢の浜415 北村 裕成
 安芸郡芸濃町大字楠原172 小宮 弘
 員弁郡大安町大字南金井893 日沖 和雄
 南牟婁郡紀和町矢の川759 前田二三四
 三重郡菰野町大字小島1325 三輪 一矢

2 聴聞の期日

昭和39年2月20日 午後1時00分

3 聴聞の場所

津市栄町三重県警察本部内 三重県公安委員会室

公 告

●鈴鹿地区農業構造改善土地改良区の設立認可申請は適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写
- (2) 土地改良事業計画書の写
- (3) 定款の写

2 縦覧の期間

昭和39年2月12日から

昭和39年3月2日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

●次の土地改良区から理事、監事の就任及び退任の届出があつたから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第11項の規定により公告する。

昭和39年2月11日

三重県知事 田 中 覚

立梅用水土地改良区（多気郡勢和村）

退任監事

昭和38年9月10日退任

多気郡勢和村大字波多瀬 松岡政之助

" 丹生 川原 平一

就任理事

昭和38年9月11日就任

多気郡勢和村大字片野 野呂 文助

" 丹生 堀口 嘉男

" 波多瀬 高田 留蔵

" 高橋 清一

" 片野 三井清一郎

" 野呂 繁生

" 朝柄 高山 公男

" 高山 久夫

" 古江 小林 博一

" 田上 三生

" 丹生 川口兵太郎

" 近田 安秀

" 岡田 彦一

" 木村 佐蔵

" 中野 一男

" 岡田 一郎

" 山本 一松

" 北川 和市

就任監事

昭和38年9月11日就任

多気郡勢和村大字丹生 川口 恒夫

" 片野 田牧 武男

野代村土地改良区（桑名郡多度町）

退任理事

昭和38年8月24日退任

桑名郡多度町大鳥居 江上 一

" 下野代 松永 弘

" 松永勝太郎

" 大鳥居 水谷 正雄

" 水谷 行雄

" 南之郷 伊藤 伊平

" 中須 伊藤 興助

退任監事

昭和38年8月24日退任

桑名郡多度町下野代 岡田秀一郎

“ 南之郷 服部 文吉
“ 中須 水谷藤治郎
“ 大鳥居 上田彦左エ門

就任理事 昭和38年8月25日就任

桑名郡多度町大鳥居 江上 一
“ 下野代 松永 弘
“ “ 松永勝太郎
“ 大鳥居 水谷 正雄
“ “ 水谷 行雄
“ 中須 水谷 治
“ 南之郷 黒部 豊

就任監事 昭和38年8月25日就任

桑名郡多度町下野代 岡田秀一郎
“ 大鳥居 上田彦左エ門
“ 南之郷 伊藤 伊平
“ 中須 水谷 久一

汁谷川排水土地改良区 (度会郡小俣町)

退任理事 昭和38年11月8日退任

度会郡小俣町 吉村幸太郎

就任理事 昭和38年11月9日就任

度会郡小俣町 小林 正典

小俣町土地改良区 (度会郡小俣町)

退任理事 昭和38年11月17日退任

度会郡小俣町 吉村幸太郎

“ 藤田 幸英

就任理事 昭和38年11月19日就任

度会郡小俣町 小林 正典

“ 荒木 弥平

高郷井土地改良区 (津市高茶屋小森町)

退任理事 昭和38年8月6日退任

津市大字藤方 木下長次郎

就任理事 昭和38年10月16日就任

津市大字藤方 永井久太郎

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和39年2月11日印刷発行

津市栄町1丁目(電代⑧6.111)

三 重 県 庁

印刷 三重県印刷所